

改正

平成26年3月14日条例第6号

平成30年3月26日条例第11号

平成31年3月20日条例第4号

令和元年12月18日条例第22号

令和4年6月15日条例第11号

令和5年12月6日条例第20号

令和6年3月21日条例第15号

ときがわ町水道事業給水条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第16条）

第3章 給水（第17条—第26条）

第4章 料金及び手数料（第27条—第35条）

第5章 管理（第36条—第42条）

第6章 貯水槽水道（第43条・第44条）

第7章 補則（第45条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、ときがわ町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 ときがわ町水道事業の給水区域は、ときがわ町の区域のうち水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第10条第1項による認可を受けた給水区域とする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業及び浄化槽事業の管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設け

られた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1か所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2か所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(加入金)

第6条 給水装置の新設又は改造（水道メーター（以下「メーター」という。）の種類を変える場合又は口径を増す場合に限る。以下本条において同じ。）の申込みをする者は、次に定める額に100分の110を乗じて得た額を加入金として納入しなければならない。

(1) 新設の場合は、メーターの種類及び口径に応じ次に掲げる額

メーターの種類及び口径		加入金の額
羽根車式	電磁式	
13mm		150,000円
20mm		200,000円
25mm		450,000円
30mm		1,050,000円
40mm		2,100,000円
50mm		3,600,000円
75mm		9,900,000円
100mm	50mm	15,750,000円

(2) 改造の場合は、改造後のメーターの種類及び口径に対応する前号に規定する額から、改造前のメーターの種類及び口径に対応する前号に規定する額を控除した額

2 前項の規定にかかわらず、共同住宅等に設置する給水装置又は流末装置（受水槽以下の給水用

具をいう。)の新設、改造又は増設の申込みをする者は、当該工事に係る戸数又は室数に前項第1号に規定するメーターの種類及び口径に対応する額を乗じて得た額を加入金として納入しなければならない。

3 加入金は、給水装置工事の申込みの際納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

4 納入した加入金は還付しない。ただし、工事申込みの取消し、設計の変更その他管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(開発等の事前協議)

第7条 給水区域内において開発行為等を行うものは、その給水方法及び施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、管理者の同意を得なければならない。

2 前項について必要な事項は、管理者が別に定める。

(新設等の費用負担)

第8条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第10条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第11条 管理者が、施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の予納)

第12条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(工事費の分納)

第13条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するものに限り、管理者が定めるところにより、管理者の承認を受けて、分納することができる。

(給水装置所有権の移転の時期)

第14条 管理者が、給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になった時とし、その管理は当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第15条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

- 2 前項の規定により、管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第16条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第17条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害が生ずることがあっても、町はその責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第18条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第19条 給水装置の所有者が、ときがわ町内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、ときがわ町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第21条 給水量は、町のメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(メーターの貸与)

第22条 メーターは、管理者が設置して、水道の利用者若しくは管理人又は給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第23条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
 - (2) 用途を変更するとき。
 - (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第24条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する町職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第25条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。
ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第26条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第27条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

（料金）

第28条 料金は、1月につき、次の表により算出した基本料金と水量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

用途	基本料金				水量料金	
	使用水量	メーターの種類及び口径		料金	使用水量	料金（1 m ³ につき）
		羽根車式	電磁式			
専用給水装置	5 m ³ まで	13mm		1,520円	6 m ³ から	50円
		20mm		2,330円	10m ³ まで	
		25mm		3,790円	11m ³ から	200円
		30mm		5,255円	30m ³ まで	
		40mm		11,525円	31m ³ から	240円
		50mm		17,445円	50m ³ まで	
		75mm		42,655円	51m ³ から	270円
		100mm	50mm	70,795円	100m ³ まで	
					101m ³ から	300円
共用給水装置	5 m ³ まで	13mm		1,520円	6 m ³ から	50円
					10m ³ まで	
		20mm		2,330円	11m ³ から	200円
					30m ³ まで	
		25mm		3,790円	31m ³ から	240円
					50m ³ まで	
					51m ³ から	270円
100m ³ まで						
臨時用				1 m ³ から	300円	

（料金の算定）

第29条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ、管理者が、定めた日をいう。）に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。

2 前項の規定にかかわらず管理者が必要と認めたときは、隔月の定例日にメーターの点検を行い、その使用水量をもってその日の属する月分及びその前月分の料金を算定することができる。この場合の使用水量は、各月均等とみなす。

3 管理者は、やむを得ない理由があるときは、前2項の定例日以外の日に点検を行うことができる。

（使用水量及び用途の認定）

第30条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- （1）メーターに異常があったとき。
- （2）料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- （3）使用水量が不明のとき。
- （4）共用給水装置により、水道を使用するとき。

（特別な場合に於ける料金の算定）

第31条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- （1）使用日数が、15日以下のときは、1か月の2分の1として算定した基本料金及び水量料金
- （2）使用日数が、15日を超えるときは、1か月として算定した基本料金及び水量料金

2 月の中途においてその口径及び用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

（臨時使用の場合の概算料金の前納）

第32条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算金額は、水道の使用をやめたときに精算する。

（料金の徴収方法）

第33条 料金は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、第29条第2項の規定による場合は、2か月分をまとめて徴収することができる。

2 前項の規定にかかわらず、給水装置の使用を廃止し、又は中止した場合は、随時これを徴収することができる。

(手数料)

第34条 手数料は、次の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

- (1) 管理者が給水装置工事の設計をするとき 設計金額に100分の5を乗じて得た額。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (2) 第9条第1項の指定をするとき 1件につき10,000円
- (3) 第9条第1項の指定を更新するとき 1件につき10,000円
- (4) 第9条第2項の設計審査をするとき 1回につき1,000円
- (5) 第9条第2項の工事の検査をするとき 1回につき2,000円
- (6) 第24条第2項の消防演習の立会いをするとき 1回につき2,000円。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、1回につき2,700円
- (7) 水道使用証明その他の証明をするとき 1件につき200円

(料金、手数料等の減額又は免除)

第35条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第11条の工事費、第25条第2項の修繕費、第28条の料金又は第34条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第29条の使用水量の計量又は第36条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合には、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第39条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(家族等の行為に対する責任)

第40条 給水装置の利用者は、その家族、同居人、利用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(過料)

第41条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をした者
- (2) 正当な理由がなく、第21条第2項のメーターの設置、第29条の使用水量の計量、第36条の検査若しくは第38条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第25条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第28条の料金又は第34条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第42条 町長は、詐欺その他不正の行為によって第28条の料金又は第34条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第43条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）

の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第44条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、その管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、解散前の都幾川、玉川水道企業団水道事業給水条例（平成10年都幾川、玉川水道企業団条例第1号。以下「解散前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお解散前の条例の例による。

附 則（平成26年3月14日条例第6号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日以後に徴収する料金のうちその算定の基礎となる使用期間に平成26年3月31日以前の日を含むものの料金の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月26日条例第11号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年 3 月20日条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日以後に徴収する料金のうちその算定の基礎となる使用期間に平成31年 9 月 30日以前の日を含むものの料金の算定については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月18日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月15日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日以後に徴収する料金のうちその算定の基礎となる使用期間に令和 4 年 9 月 30日以前の日を含むものの料金の算定については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年12月 6 日条例第20号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月21日条例第15号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。